

平成30年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成30年12月 4日 (火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|------|---------|--------------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 議案第 68号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 6 | 議案第 69号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 7 | 議案第 70号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 71号 | 鹿追町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 72号 | 平成30年度鹿追町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程10 | 議案第 73号 | 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程11 | 議案第 74号 | 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程12 | 議案第 75号 | 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程13 | 議案第 76号 | 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程14 | 議案第 77号 | 平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程15 | 議案第 78号 | 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予 |

算（第2号）について

- 日程16 議案第 79号 十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程17 議案第 80号 北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
日程18 議案第 81号 財産の取得について
日程19 議案第 82号 財産の取得について
日程20 議案第 83号 鹿追町道路線の認定について
日程21 議案第 84号 鹿追町道路線の認定について
追加日程1 請願第 2号 日米物品貿易協定交渉に関する請願

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 山口 優子議員 | 2番 武藤 敦則議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 吉田 稔議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 埴渕 賢治議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志
農業委員会会長 菊池 輝夫
教育委員会教育長 大井 和行
代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾
総 務 課 長 喜井 知己
企画財政課長 渡辺 雅人

町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	櫻庭力
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課長補佐兼総務係長	津川修
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年12月 4日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただ今から平成30年第4回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月14日までの11日間と決定をいたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項はお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に、監査委員から8月、9月、10月分の出納検査報告書が提出をされました。その写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

30年第4回鹿追町議会定例会、開催されるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。9月の11日、前鹿追町農業協同組合代表理事組合長、前鹿追町議会議員、佐藤茂氏通夜が実施をされております。氏については、鹿追の名誉町民でございます。

して、町葬をもって執り行なったところでありますけれども、当日は内外700名等々の方がお参りをいただきまして、町葬で行なったわけでありますけれども、家族の方からこうした措置に対して感謝の言葉をいただいたところがございます。11月18日、同じく鹿追町議会議員、議長を務められておりました小竹好太郎氏、町民栄誉彰受賞者でございますけれども、この方につきましては町民葬をもって執り行なったところがございます。当日、内外から約400名のお参りの方がおいでになりました。同じくこうした町葬、町民葬ということに対して感謝の言葉をいただいたところがございます。9月19日、育児パッケージ第1号の贈呈を行なっております。これについては子育て支援事業ということで新たに今年度から実施をしたわけでありますけれども、第1号の方に贈呈をさせていただきました。役場の職員のお子さまでございますけれども、当日はご両親、そして該当の児等々のご出席をいただきまして育児パッケージをお贈りをしたところでありますけど、こうした事業については非常に近年、出生率の少ない、あるいは育児等々が非常に親の負担が大きい。こうしたことから本町としてこれらの支援になればということで起こしている事業でございます。9月28日、北海道電力へバイオガス発電に係る要請活動を行なっております。これは北海道家畜バイオガスプラント事業推進協議会で行なったわけでありますけれども、近年、この十勝管内でも多くの町村においてこのバイオガス事業、いわゆる家畜排せつ物による発電等々の事業が起こされているわけでありますけれども、ご案内のように送電線の容量が少ないということでなかなかFITの適用がされないわけでありますけれども、こうした問題については今後ですね鹿追町もそうした事態になるかもしれない。共通の課題として北海道電力に対して優遇し、これらの問題解決にですね協力をいただくようにということで行なったところであります。10月の3日、日本ジオパーク全国大会が行なわれまして、これは様似町によって実施をされたわけでありますけれども、10月の6日から7日の2日間で実施をされております。これについては北海道5つの中の鹿追が5番目の認定の町ということでございまして、これに対しては全面的な開催についての協力をしたわけでありますけれども、プレジオツアーということで本町に全国のですね指導者の10名の方が、本町のジオパークの状況について学習をしていただいたところでありますけれども、いずれにしても本町のですね自然環境等々、今の取り組みに対して非常に参考になったと、中でもジオガイド、この養成等々についてはネイチャーセンターが中心となって行なっているわけですが、これについては非常に高い評価をいただいております、大会の中でも本町がこれらの中心になってですね大会の盛り上げに尽

力をしたという状況でございます。10月の12日、チョウザメを食材とした学校給食試食会を実施をしております。これについてはできるだけ早い機会に本町の新しい特産物としてのチョウザメ等々について子どもたちにも理解を深めていきたいということで学校給食に材料として使ったわけでありまして、非常に子どもたちの反響はですねおいしかったという好評をいただいたところでございます。できればですね早くキャビアを作ってこれも給食に提供できたら非常に話題性もあるし、いいのではないかとというふうに考えているところであります。10月の22、23日、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会におきまして秋季中央要望を行なっております。これについては毎年ですね北海道駐屯地連協において自衛隊あるいは防衛省の内局に対しての要請活動を行なっているわけでありまして、北海道の自衛隊体制強化、自衛隊官舎の本町においては無料化拡大ということでもあります。それから地域経済との連携ということで北海道が自衛隊の演習場の40%、これを占めているわけでありまして、これらの活用と同時に地元との結び付きをしっかりと行なって、わが国の安心安全の確保のためにご尽力をいただきたいということでお願いと激励ということをもって行なったところであります。11月16日に同じく今度は基地協議会等々で中央要望を行なっているわけでありまして、内容としてはそれぞれの駐屯地が抱える問題等々について具体的にですねお話をさせて要望させていただいたところであります。自衛隊等々も非常に予算の限られた中での要望でありますから、本町でも増員等々、維持、拡充の問題あるいは住宅の問題あるいは演習場の適正な使用というようなことが課題があるわけですが、今後もですねこれらについてはしっかりと要請をしていく必要があるというふうに考えております。11月21日、同じく自衛隊関係でありますけれども、田浦陸上自衛隊の北部方面総監の講演をいただいております。当日はミュージカルホールに約150名の方のご参加をいただきました。警備地区の皆さん方も大勢おいでをいただいて、非常に総監のお話についてはこれまでのいわゆる自衛隊としての本来業務の中でもハードの部分についてのお話がいろいろございましたけれども、今回の総監の話は地域に密着をした自然災害等々含めて地域との連携というような内容の非常に分かりやすいお話をいただいたところでございます。また当日もお話があったわけでありまして、第5戦車大隊については、射撃競技大会において被弾対抗というか、そういう状況でありましたけれども、鹿追の第5戦車隊が優勝されたということでありまして、これはですね非常に高い自衛隊の内部でも評価をいただいているということでありまして、町としてもですねこれらの選手に対して何らかの激励というか、その榮譽を称え

る内容をですね、志というかこれを表したいというふうに考えているところでございます。

10月29日、国道274号防災情報共有化に関する打ち合わせということで、これは昨年度のホワイトアウト、吹雪ですね、これによって鹿追の274の道路が一時封鎖されるということがあったわけでありまして、できるだけ早い状況の中で情報を発信をする必要があるということであったわけでありまして、加えてですね防雪柵等々の設置についてもお話をしたところでありまして、今回はですねカメラを設置をしてそうしたことについての情報発信を早くしたいということでこの措置をしていただけるということになったわけでありまして、将来的にはですね防雪柵ということも考えられるわけでありまして、防雪柵をむやみやたらにといふかね作っていくと夏の間、景観等々の問題もあるという中で今回は美蔓、笹川に2台の2カ所にですねカメラの設置をいただけるということでありまして、これらについては道の駅、それから役場の庁舎内でもその状況が見れるという状況の環境を作っていただけるということになっております。

11月1日、NPO法人すけっと百人会によってですね昨年記念式を行なった美蔓高台地区の貯水池の記念碑周辺に対しての植樹を行なっていただきました。当日はですね現職の木藤農業整備課長さん等々ご出席のもとで、すけっとの方が13名おいでになって20本の木を植えていただきました。昨年は8本でありましたけれども、今後ですねあの周辺が記念碑の周辺がヨドガワツツジでいっぱいになる日があるというふうに思っております、あとコの字型に植えているわけですが一辺が残ったという状況でございます。

11月24日、鹿追産業研修生受け入れ事業20周年記念式典が、これは実行委員会の主催によって行われておりますけれども、77名の方が出席をして発足当時からの方も出席をしておりましたし、議員の皆さん方も出席をされて内容等々については熟知されているわけでありまして、こうした事業はですね実行委員会の手によって、そして横の連携をもっていくということの意味合いにおいても非常に私は素晴らしい記念式典だったというふうに評価をしたところでございます。

11月27日、帯広厚生病院の落成式が実施をされておりますけれども、これは町村会ですね役員ということで評議員あるいは運営委員になっている立場でのご案内があつて出席をしたわけでありまして、帯広厚生病院についてはご案内のように非常に高額の投資をして完成し、ベッド数においては600を切つてはおりますけれども、内容等々についてはですね大学病院等々とも勝るとも劣らない内容というふうに院長からの報告があつたところでありまして、病院のいろいろな評価の中でランク付けがあるそうでありまして、最も高いランクに位置付けられているのが帯広厚生病院と

いうこととお話をいただいたところであります。11月29日、札幌医科大学を訪問いたしまして医師対策等々についてのお話をさせていただきました。当日は竹政伊知朗第一外科の教授にお願いをしたわけでありますけれども、白川院長とともにですね、事務長とともに参ったわけでありますけれども、いずれにしても医師不足という状況の中で鹿追の医師が定年により退職されるということについてのお話をさせていただきました。第一外科にまいてお願いをしたわけでありますけれども、院長ともこれについては相談をさせていただいて外科医というのはですね非常に幅の広い診療ができるということでの非常に評価が高くてですね、第一外科のほうにもそうした人員については非常に不足していると。加えて近年外科医が不足しているという状況の中で外科医に対する病院あるいは自治体としての対応のあり方、待遇のあり方等についても併せて考えていただきたいんだというようなお話をいただきました。今後もですね引き続きお願いに何回も何回も私はまいりますのでよろしくお話をしたいということで、いつでも来てくださいというお話をいただいておりますから足しげく通って何とかしたいと、しなければというふうに思っているところであります。資料として鹿追の環境保全センターの視察者等々の資料を付けさせていただきます。30年の今現在までのものでありますけれども、人数的にはですね28年、29年等々から見ると減っておりますけれども、これは各所にですねそうした施設ができてきているということもありますし相当数の人がこれまでもおいでになっているというふうに思っているわけでありますけれども、今現在ここはですねあまり視察の対象としてはPRはしていないという状況でございますけれども、然別湖のほうのですね受け皿というか、そういうものが整った段階で修学旅行生の環境問題に対する学習の場としても私は非常に意義のある施設と考えておりますので、本来であればもうすでにそうした動きをしているところでありますけれども、諸般の事情によってストップしているという状況でありまして、若干減っておりますけれどもこれだけの方が幅広くですねおいでになって視察をされているということであります。以上、行政の報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 議案第68号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程6 議案第69号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

日程7 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第68号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程6、議案第69号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程7、議案第70号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件については関連がありますので、議事進行上、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上3件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第68号から議案第70号まで、関連がありますので一括して説明させていただきます。はじめに提案理由を申し上げます。本年、8月10日付で人事院から国家公務員の給与等について勧告が出され、11月28日、国家公務員の給与法が改正されましたので、月例給で若年層に重点をおいて平均で0.2%の引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げる改正を行うものであります。

はじめに議案第68号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容についてご説明申し上げます。第1条、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第5条は期末手当の規定であり、12月に支給する割合「100分の267.5」を100分の5増としまして「100分の272.5」に改めるものであります。第2条の第5条は、6月及び12月に支給する割合をともに「100分の222.5」にそれぞれ改めるものであります。次に附則第1項は、施行期日等の規定であり、第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成31年5月1日から施行するものであります。第2項は、第1条の規定による改正後の規定は、平成30年12月1日から適用するもので、第3項は、期末手当の内払の規定であります。

次に議案第69号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、改正内容をご説明いたします。第1条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第5条は、特別職の職員の期末手当の支給割合の規定であり、第1項中の12月に支給する割合の「100分の227.5」を100分の5増としまして「100分の232.5」に改めるものであります。第2条の第5条第1項は、6月及び12月に支給する割合をともに「100分の222.5」にそれぞれ改めるものであります。次に附則第1項は、施行期日の規定であり、第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。第2項は、第1条の規定による改正後の規定は、平成30年12月1日から適用するもので、第3項は、期末手当の内払の規定であります。

次に議案第70号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容をご説明いたします。第1条は、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第20条は、勤勉手当の規定であり第2項中、勤勉手当の支給割合の「100分90.0」を100分の5増としまして「100分の95.0」に、同条第3項中の再任用職員に対する規定「100分の90」を100分の5増としまして「100分の95.0」に、「100分の42.5」を100分の5増としまして「100分の47.5」に改めるものであります。別表につきましては、平成30年4月1日から適用する行政職給料表であります。第2条の第19条第2項は、文言の整理を行いまして、第20条第2項中、勤勉手当の支給割合の「100分の95.0」を100分の2.5減としまして「100分の92.5」に、同条第3項中、再任用職員に対する規定、「100分の95.0」を100分の2.5減としまして「100分の92.5」に「100分の47.5」を同じく100分の2.5減といたしまして、「100分の45.0」に改めるものであります。次に附則第1条は施行期日等の規定であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するもので、第2項は、第1項の規定による改正後の給与条例の規定中第20条の規定は、平成30年12月1日から、別表の規定は、平成30年4月1日から適用するものであります。第2条は、給料の内払の規定であります。以上、議案第68条から議案第70号まで一括で説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第68号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第71号 鹿追町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第71号、鹿追町国営土地改良事業請負金等、もとい、負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第71号は、鹿追町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。中鹿追地区国営農地再編事業が平成30年度をもちまして完了し、31年度から償還がはじまりますが、根拠法となり

ます土地改良法施行令等の一部が改正されておりますので関係する条例の一部を改正するものであります。次に提案内容についてご説明いたします。鹿追町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を次のとおり改正するといたしまして、第3条は、納付義務者の規定、第4条は、特別徴収の規定であり、それぞれ文言の整理となるものであります。第5条は、徴収の方法の規定であり、元利均等年賦支払の方法において事業ごとに支払期間、年利率を定めていたものを支払期間を土地改良法施行令第53条第2項に規定する期間とし、利率は農林水産大臣の定める率とするもので、併せて文言の整理を行うものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。以上、鹿追町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第71号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第72号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第72号、平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第72号は、平成30年度一般会計補正予算（第6号）となるものです。平成30年度一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2億326万7千円を追加しまして、総額を88億5,933万4千円とするものであります。第2条は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出、27ページよりご説明いたします。款項目、議会費の職員手当等で13万円の追加、総務費、総務管理費、一般管理費の給料、職員手当等は人勧に伴いまして合計で3,300万円の追加、賃金で200万円の減額、旅費で120万円、需用費、燃料費で95万円、役務費で92万8千円、使用料で30万円のそれぞれ追加、財産管理費の需用費合計で29万4千円の追加、企画振興費の賃金で13万7千円の追加、報償費から委託料まで合計で79万1千円の不要額の減額、負担金合計で575万5千円の追加、交通安全推進費の役務費で13万5千円の追加、公害防災費の使用料で3千円の追加、備品購入費合計で14万4千円の減額、車両管理費の需用費合計で193万5千円、公課費で7万6千円のそれぞれ追加、花とみどり費の賃金で23万円の減額、需用費、燃料費で65万円の追加、負担金で22万4千円の減額、選挙費、知事・道議選挙費で報酬及び旅費で合計36万7千円の追加、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の負担金で64万円の減額、扶助費で福祉灯油分81万7千円、繰出金で国保会計へ743万6千円のそれぞれ追加、老人福祉費の報償費から需用費まで不要額で合計67万3千円の減額、老人福祉施設費の需用費、燃料費で40万円の追加、在宅福祉費の報償費で30万円、繰出金で介護会計へ208万6千円のそれぞれ追加、後期高齢者医療費の負担金で744万4千円、繰出金で後期会計分166万1千円のそれぞれ減額、児童福祉費、児童福祉施設費の需用費、燃料費で14万円の追加、児童措置費の需用費、燃料費で7万円の追加、こども園費の需用費合計で72万2千円の追加、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金合計で952万円の追加、トリムセンター費の需用費合計で141万5千円の追加、環境衛生費の需用費、燃料費で34万円の追加、へき地保健対策費の需用費、燃料費で21万円の追加であります。清掃費、清掃総務費の需用費合計で77万円の追加、委託料で107万2千円の減額、農林費、農業費、農業開発研究費の需用費合計で100万円の追加、畜産業費の委託料で町営牧場指定管理委託料2,102万8千円の追加、農業用水事業費の給料、職員手当等は人勧分で合計12万1千円、需用費、光熱水費で139万円のそれぞれ追加、工事請負費合計で1,152万7千円、繰出金、合計で680万1千円のそれぞれ減額、土地改良事業費の公有財産購入費で3万7千円の追加、林業費、

林業振興費の役務費で13万5千円の追加、款項、商工費、商工業振興費の需用費、燃料費で7万円、負担金合計で68万9千円のそれぞれ追加、土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、燃料費で170万円の追加、工事請負費で6万3千円の減額、道路新設改良費の委託料から補償補填まで不要額合計で1,352万5千円の減額、河川費、河川費の委託料で1,071万2千円の減額、都市計画費、公園緑地費、賃金で127万7千円の減額、住宅費、住宅管理費の役務費で2万円の追加、教育費、教育総務費、教育振興費の需用費、燃料費で15万円の追加、自然体験留学事業費の賃金及び需用費、燃料費で合計17万7千円の追加、車両管理費の需用費、燃料費で25万円の追加、小学校費、学校管理費の需用費、燃料費で330万の追加、中学校費、学校管理費の需用費、燃料費で150万円、備品購入費で19万3千円のそれぞれ追加、社会教育費、社会教育施設費の需用費合計で438万円、役務費で3万8千円のそれぞれ追加であります。図書館費の需用費、燃料費で32万円、役務費で2万円のそれぞれ追加、神田日勝記念美術館費の需用費、印刷製本費で100万円の減額、役務費で10万円、委託料で作品集製作で200万円のそれぞれ追加、保健体育費、体育振興費の需用費合計で390万5千円、役務費で2万9千円のそれぞれ追加、工事請負費及び備品購入費合計で不要額36万7千円の減額、諸支出金、基金費、基金費の積立金合計で1億5,078万円の追加であります。次に歳入、20ページからご説明いたします。款項目、地方消費税交付金の地方消費税交付金で1,000万円の追加、款項目、国有提供施設等所在市町村助成交付金の国有提供施設等所在市町村助成交付金で21万2千円の追加、款項目、地方特例交付金の地方特例交付金で84万6千円の追加、使用料及び手数料、使用料、農林費使用料の農業使用料で2,102万7千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で47万6千円の減額、児童福祉費負担金で1,361万2千円の追加、国庫補助金、民生費国庫補助金の児童福祉費補助金で114万7千円の追加、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で合計1,415万8千円の減額、教育費国庫補助金の教育総務費補助金で10万円の減額、保健体育費補助金で200万円の追加、委託金、土木費委託金の河川費委託金で1,107万6千円の減額、道支出金、道負担金、民生費道負担金、社会福祉費負担金で479万5千円、児童福祉費負担金で665万7千円のそれぞれ追加、財産収入、財産売払収入、不動産売払収入の土地売払収入で1,611万2千円、建物売払収入で135万3千円のそれぞれ追加、物品売払収入の農産物売払収入で44万5千円の追加であります。款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で東京鹿追会さまよりまちづく

りのため5万円、瓜幕西1丁目にお住まいの佐藤正人さまより100万円、全国町村議
会さまより3万円、新町3丁目にお住まいの西野雅志さまより100万円の合計208万
円の追加、民生費寄付金、社会福祉費寄附金で音更町にお住まいの大黒良範さまより地域
福祉のため40万円、東瓜幕にお住まいの清水笑子さまより30万円の合計70万円の追
加、衛生費寄附金の保健衛生費寄附金で町内の匿名の方より病院のため50万円の追加、
繰入金、基金繰入金、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入
金で1,000万円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で1億5,231万5千円の
追加、諸収入、受託事業収入、農林費受託事業収入の農業費受託事業収入で542万4千
円の減額、雑入、雑入の雑入で合計1,030万円の追加、款項、町債、総務債の総務管
理債で合計760万円の追加、土木債の道路橋りょう債で、合計720万円の減額であり
ます。次に17ページ、第2表の地方債の補正変更についてご説明いたします。起債の目
的は、過疎対策事業で限度額に80万円を追加しまして、補正後の限度額を3億6,16
0万円とし、緊急防災・減災事業は限度額から40万円を減額しまして、補正後の限度額
を120万円とし、限度額以外の変更はございません。以上、一般会計補正予算(第6号)
についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し
上げます。

○議長(埴淵賢治)

これから質疑を行います。ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第72号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴淵賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

(第3号) について

○議長 (埴淵賢治)

日程10、議案第73号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第73号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)となるものです。平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ7,703万7千円を追加しまして、総額を8億3,146万円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、50ページよりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費の給料から共済費は人勧に伴い合計で4万7千円、委託料で1万5千円のそれぞれ追加、連合会負担金の負担金で27万5千円の追加、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金で、5,584万円の追加、一般被保険者療養費の負担金で36万円の追加、審査支払手数料の役務費で2万円の追加、高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金で1,017万円の追加、国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分等、項目、介護納付金分につきましては財源内訳の補正であります。保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費の役務費及び委託料合計で56万3千円の追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、療養給付費等負担金償還金の償還金で過年度分返還金で932万3千円の追加、特定健康診査等負担金償還金の償還金で過年度分返還金で5万5千円の追加、その他償還金の償還金で過年度分返還金で36万9千円の追加であります。次に歳入、48ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で455万9千円、後期高齢者支援金分現年課税分で176万8千円、介護納付金分現年課税分で75万9千円のそれぞれ減額、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の普通交付金で6,639万円、特別交付金で合計55万円のそれぞれ追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金からその他一般会計繰入金まで合計で743万6千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で974万7千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 (埴淵賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第73号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第74号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第74号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第74号は、平成30年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）となるものです。第1条、平成30年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、（5）建設改良事業、1、有形固定資産購入費に53万8千円を追加しまして2、969万8千円とするものであります。第3条は予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益に650万円を追加しまして、補正後の額を7億1,984万2千円とするものであります。支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に650万円を追加し、補正後の額を7億1,984万2千円とするものであります。第4条は予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かつこ書中の資本的収入が、資本的支出に不足する額2,511万円に3万8千円を追加しまして2,514万8千円に改め、収入の補正は第1款、

資本的収入、第2項、他会計補助金に50万円を追加しまして、補正後の額を4,668万3千円とし、支出の補正は第1款、資本的支出、第1項、建設改良費に53万8千円を追加しまして、補正後の額を7,183万1千円とするものであります。第5条は予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費「3億7,431万4千円」に650万円を追加しまして「3億8,081万4千円」とするものであります。第6条は予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり「1億9,294万5千円」に700万円を追加しまして「1億9,994万5千円」とするものであります。補正の詳細につきましては、次ページの補正予算説明書により説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業外収益、他会計補助金で650万円の追加、支出は病院事業費用、医業費用、給与費で合計650万円の追加となるものであります。次に資本的収入及び支出の収入は資本的収入、他会計補助金、他会計補助金で50万円の追加、支出は資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で赤外線治療器外購入で53万8千円の追加であります。以上、国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴淵賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第74号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴淵賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

休憩 10時58分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程12 議案第75号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（埴淵賢治）

日程12、議案第75号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第75号は、平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第3号）となるものです。平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ93万円を減額しまして、総額を1億3,811万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、64ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の需用費合計で190万円の追加、工事請負費で283万円の減額であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で472万2千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で246万6千円の追加、諸収入、受託事業収入、受託事業収入の受託事業収入で132万6千円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第75号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第76号 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（埴淵賢治）

日程13、議案第76号、平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第76号は、平成30年度下水道特別会計補正予算（第3号）となるものです。平成30年度下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ561万2千円を追加しまして、総額を3億7,085万2千円とするものであります。第2条は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出、72ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の給料で2万3千円、需用費、光熱水費で70万円のそれぞれ追加、委託料及び工事請負費合計で43万7千円の減額、款項、事業費、公共下水道事業費の旅費で10万4千円の追加、個別排水処理施設整備事業費の委託料で17万8千円の減額、工事請負費で新築に伴う増で540万円の追加であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で207万9千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で319万1千円の追加、款項、町債、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業債で450万円の追加であります。次に68ページ、第2表の地方債の補正変更についてご説明いたします。起債の目的は、個別排水処理施設整備事業で限度額に450万円を追加して、補正後の限度額を1,940万円とし、限度額以外の変更はございません。以上、下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第76号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第77号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程14、議案第77号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第77号は、平成30年度介護保険特別会計補正予算（第2号）となるものです。平成30年度介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1,891万3千円を追加しまして、総額を5億1,874万1千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、84ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の給料から共済費については、人勸に伴いまして合計で21万6千円、負担金はシステム改修で168万8千円のそれぞれ追加、介護認定審査会費、介護認定審査会費の負担金で11万5千円の減額、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で366万1千円の追加、地域密着型サービス給付費の負担金で441万円の追加、地域支援事業費、包括的支援事業費・任意事業費、包括的支援事業費の給料から共済費までは、人勸による追加と減額で合計で23万2千円の減額、在宅医療・介護連携推進事業費の報償から役務費まで包括ケア研究所講演会経費としまして合計で68万円の追加であります。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度分返還金で860万5千円の追加であります。次に、歳入ページ、80ページからご説明いたします。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で171万5千円の追加、国庫支出金、国

庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で161万4千円の追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で56万5千円の追加、地域支援事業交付金の現年度分で17万3千円の追加、介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で79万9千円の追加、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で100万9千円の追加、道補助金、地域支援事業交付金で8万7千円の追加、款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で226万円の追加、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で100万9千円の追加、地域支援事業繰入金の現年度分で8万7千円の追加、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金及び事務費繰入金合計で99万円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で860万5千円の追加であります。以上、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第77号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第78号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程15、議案第78号、平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第78号は、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）となるものです。平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ166万1千円を減額しまして、総額を8,521万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、93ページよりご説明いたします。款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で166万1千円の減額であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で132万6千円、その他一般会計繰入金で33万5千円のそれぞれ減額であります。以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第78号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第79号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

○議長（埴淵賢治）

日程16、議案第79号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第79号は、十勝圏複合事務組合規約の変更についてであります。提案理由を申し上げます。十勝圏複合事務組合で共同処理しておりますごみ処理施設及び最終処分場の設

置、維持管理・運営に関する事務について、平成31年4月1日から清水町、本別町、足寄町及び陸別町を加えるため、規約の一部を変更しようとするものであります。変更内容についてご説明します。地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更するをいたしまして、第3条は組合の共同処理する事務の規定であり表(6)に、「清水町、本別町、足寄町、陸別町」を加えるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、この規約は、平成31年4月1日から施行するとするものであります。以上、十勝圏複合事務組合規約の変更についてご説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴淵賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第79号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴淵賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第80号 北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

○議長(埴淵賢治)

日程17、議案第80号、北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第80号は、北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてであります。提案理由を申し上げます。介護認定審査会の設置につきましては規約及び要綱において取り扱い等を規定しておりましたが、今回審査会の開催が増加していますことから、審査員の負担軽減を図るため認定数の増等に合わせまして要綱に規定されておりました内容を全て規

約に盛り込み、要綱を廃止するため規約の変更を行うものであります。変更内容についてご説明いたします。地方自治法第252条の7第2項の規定により、北十勝介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更するといたしまして、第4条は、審査会の委員の認定方法の規定であり、定数を「36人」から「40人」に、第8条の判定委員会の規定中、判定委員会の数を「4つ」から「8つ」に変更し、以下、第5条から第11条までは要綱に規定されたものを規約で定めるもので、従前の第5条から第9条をそれぞれ第12条から第16条に改めるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、この規約は、平成31年4月1日から施行するものであります。以上、北十勝介護認定審査会共同設置の変更についてご説明をさせていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第80号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第81号 財産の取得について

○議長（埴淵賢治）

日程18、議案第81号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第81号は、財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処

分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産は環境保全センター消化液散布機械一式であります。契約の方法は指名競争入札でありまして指名業者は、株式会社キセキ北海道清水営業所、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社、ヤンマーアグリジャパン株式会社士幌支店、株式会社コーンズ・エージー帯広支店であり、株式会社コーンズ・エージー帯広支店が辞退しましたので3社により、11月27日に入札いたしました結果、入札金額を3,240万円といたします河西郡芽室町東芽室基線5番地3、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社、支社長、立崎博己氏と現在仮契約を締結中であります。なお落札率は77.6%であります。以上、財産の取得についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第81号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第82号 財産の取得について

○議長（埴淵賢治）

日程19、議案第82号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第82号は、財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処

分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産は搭乗式バキュームクリーナー一式であります。契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は、有限会社佐々木自動車、北海道川崎建機株式会社帯広支店、株式会社北海道クボタ道東支社、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社、以上5社によりまして、11月21日に入札しました結果、入札金額を772万2千円といたします帯広市西22条北1丁目2番28号、北海道川崎建機株式会社帯広支社、支店長、古田信之氏と現在仮契約を締結中であります。なお落札率は68.6%であります。以上、財産の取得についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第82号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程20 議案第83号 鹿追町道路線の認定について

日程21 議案第84号 鹿追町道路線の認定について

○議長（埴淵賢治）

日程20、議案第83号、鹿追町道路線の認定について、日程21、議案第84号、鹿追町道路線の認定について、以上2件については関連がありますので議事進行上、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第83号、84号は、鹿追町道路線の認定についてでありますので、一括して説明をさせていただきます。提案理由を申し上げます。今回、認定しようとする路線は町単独事業によりまして整備を実施した路線であり、今後町道として管理するため認定を行うものであります。内容につきましてご説明いたします。はじめに議案第83号につきまして、次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、整理番号1153といたします路線名、栄町2丁目西通りで、起点は、栄町2丁目17番地1で、終点は、栄町2丁目18番地5とします総延長87.5メートルを町道として認定したいとするものであります。なお重要な経過地は栄町地内であります。次に、議案第84号は、整理番号1154といたします路線名、西町2丁目縦通りで、起点は、西町2丁目19番地で、終点は、西町2丁目17番地1とします延長103.5メートルについて町道として認定したいとするものであります。なお重要な経過地は西町地内であります。以上、鹿追町道路線の認定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第83号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。日米物品貿易協定交渉に関する請願を日程に追加し、追加日程 1 として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。請願第 2 号を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることに決定しました。資料配布のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程 1、請願第 2 号、日米物品貿易協定交渉に関する請願を議題といたします。

お諮りします。本件は会議規則第 9 2 条の規定に基づき産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本件は産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会 11 時 43 分

平成30年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成30年12月13日(木曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

1番 山口 優子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子 議員

2番 武藤 敦則 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

5番 加納 茂 議員

6番 上嶋 和志 議員

7番 川染 洋 議員

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

10番 安藤 幹夫 議員

11番 埴渕 賢治 議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 菊池 輝夫

教育委員会教育長 大井 和行

代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長 喜井 知己

企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	櫻庭力
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課長補佐兼総務係長	津川修
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成30年12月13日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。本日の一般質問はただ今から狩野議員、吉田議員、山口議員の3人が順次、一般質問を行います。

日程1

一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、それではこれより一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。標題については、公共施設の管理と修繕計画についてであります。要旨を述べます。町民ホール、神田日勝記念美術館、図書館、ピュアモルトクラブハウスなど、鹿追町の充実した文化施設や社会教育施設は建設から25年以上経過して、施設の改修や設備の更新が必要となる時期にきています。建物の補修（改修）や設備の更新には多額の費用と時間もかかり、計画的に進める必要があります。この間、町民ホールの音響設備の改修をしておりますが、施設設備の点検や修繕工事が必要とされる所も見受けられます。最近では、町民ホール2階の雨漏りやステージ照明の不具合等が発生しています。これは経年劣化が原因とも思われますが、大規模な修繕の必要があるのか伺います。1、町民ホールの雨漏り対策は万全か。早急に修繕をしなければならない箇所は他にあるのか。2、施設や設備で改修工事を実施するのはどのぐらいの期間を目途にしているか。3、国では公共施設やインフラの長寿命化政策というものが進められております。鹿追町ではどのように取り組んでいるか。以上、伺います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員からは、「公共施設の管理と修繕計画」について、ご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。本町の文化施設や社会教育施設の中には、昭和50年代後半整備された各地域の公民館分館があり、これまでも計画的な屋根と壁の塗装修繕や暖房設備の更新を図ってきているとともに、公民館分館長等と連携し、施設の維持管理を行なってきております。また、町民ホール、神田日勝記念美術館、図書館は、建設から25年以

上が、ピュアモルトクラブハウスについては20年がそれぞれ経過をし、随時、施設の修繕、修理等を行なっており、大規模修繕といたしましては、これまで町民ホール、ホワイトホールの音響設備の更新や総合スポーツセンターの耐震化に伴う機能強化などを図ってまいっております。町民ホールのステージ照明の経年劣化と思われる配線の不具合についても既に対応し修理を行なっております。各施設の設備及び備品につきましては、定期的に保守点検を行い、専門業者による確認作業を行いまして、必要な修繕を行なってきたところであります。

まず1点目の「町民ホールの雨漏り対策は万全か。早急に修繕をしなければならない箇所」についてでありますけれども、町民ホールの雨漏り対策は過去にホワイトホール・ミュージカルホール上部に当たる部分の防水修繕を行なっており、狩野議員が言われている町民ホール2階の雨漏りについても、技術職員や専門業者に確認をさせて、ステンレス防水の隙間をコーティングをする補修を行なっております。現在は建築後25年が経つ施設であることから経年劣化による雨漏りも考えられるために、防水処理等を検討する必要があると認識をしております。また、早急に修繕をしなければならない他の箇所につきましても、小さな修繕は今後も出てくると考えられますが、大規模修繕につきましては、他町の同じような施設の状況も調査をしながら、どの程度の年数で大規模なものが必要になるのか。これらを一層、研究する必要があるというふうに考えております。施設内の水道用の配管修繕や機器設備の更新・オーバーホールなど、多額な費用を伴うことが考えられ、財政状況も踏まえて計画的に必要な整備・修繕につきまして検討してまいりたいと思っております。いずれにしても、北海道赤レンガ建築奨励賞を受賞し、年間5万人の利用がある町民ホールであります。利用者の皆さんが、快適に学習活動等ができるように、今後も努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の「施設や設備で改修工事を実施するのは、どのくらいを目途にしているか。」についてお答えをいたします。公共施設等は、建設から経過年数、利用状況、周辺環境に応じ、劣化や損傷の度合いが異なり、その状況は年々変化していることから、施設の維持管理、修繕に当たっては、利用形態の変化や住民要望などを考慮しつつ、財政状況を見ながら適宜対応をしているところであります。改修工事の目途についてであります。各公共施設等は、ただ今申し上げたとおりさまざまな状態であることから、ひとくくりに表現することは非常に難しいと考えております。なお、公営住宅については平成27年度に、橋りょう関係については平成23年度にそれぞれ長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理、

修繕等に取り組んでおります。また、多額の費用を要する上下水道関係の設備更新等については、それぞれ年次計画により取り組んでいるところであります。いずれにいたしましても、通常時の適切な維持管理を心がけながら、少しでも長く利用できる施設の管理運営に努めてまいりたいと考えているものであります。

3点目の「国では公共施設やインフラの長寿命化政策が進められているが、鹿追町はどのように取り組んでいるか」についてお答えをいたします。国においては、公共施設等の老朽化に加え、地方における厳しい財政状況、人口減少の進展、少子高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していくことなどを踏まえ、新しく造ることから賢く使うという方向への重点化が課題になっております。このような認識のもとで平成25年11月、インフラ長寿命化等基本計画が策定されております。こうした国の動きと歩調を合わせて、本町においても平成28年3月、鹿追町公共施設等総合管理計画を策定をしたところでございます。この計画は長期的な視点をもって公共施設の長寿命化を計画的に進め、将来の財政負担を軽減、平準化をするとともに最適な配置を実現するための第一段階といたしまして、町内公共施設等の全体的な現状把握、及び管理に関する基本方針を定めておりますけれども、今後は庁舎施設、福祉施設、社会教育施設、学校教育施設など、より具体的な個別管理計画を策定し、計画的に実施をする必要があると考えているものでございます。今後においても、町内公共施設の情報一元化を図りながら、将来の人口動向や財政状況、老朽化の状況や利用実態、今後の需要見通しを見通しながら、これらを踏まえ計画的な修繕、改善による品質保持に努めて、公共施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご理解とご指導をいただければありがたい。このように考えているものであります。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（狩野正雄）

何点か順次、再質問させていただきます。このところ連日、昼間も氷点下という真冬が続いておりますが、こういう気象状況の中でいつも感じるのはですね神田日勝記念美術館、10年以上も前からですね寒い時期になるとですねガラス面にびっしりと結露というか水滴が付いちゃうんですね。職員が何をするかということ、そこにこうタオルを雑巾をとるかタオルを置いて毎日それを絞っているんですよ。それを朝、昼、晩、何回かやると言うんですけども、その量たるや信じられないくらい量があります。こういうですね当

時はまだガラスの複層ガラスとか、中にアルゴンを入れたようなガラスとかそういうものがまだ無かったかもしれません。最近では3層ガラスとか4層ガラスとかになって外気と中の温度の差が出ないようなそういう資材も出ておりますのでね、そういうものに何とか換えることはできないのかとか。何か結露対策というのはねやっぱりもう10年以上も同じことを続けていてこの先またさらに続けていくというのはねこれでいいのかといつも思うんですね。結露というものは、これ甘く見ちゃいけないんですよ。水滴とか雨漏りとかこれは建物に対するダメージが非常に大きいんですよ。クラックの中に水がしみ込むと寒冷地ですから極寒の地ですから建物が崩壊につながるんです。その間に水が入って凍って膨張するとですねコンクリートといえども簡単に破壊されるんです。そういうことはクラックの間に水が入ることによってそういうダメージがあるわけですから早急にですねこういうものを、結露対策、やっぱりですねやるべきではないかと私思うんですね。ましてやですね入館料を取っている施設ですからお金を取っている施設はねやっぱりそれなりのね対策をねやる。それからどうしたらいいかをね専門家のお話を聞く。どうしたら対応できるかというそういうことをねやっぱり技術的にもね、それからまたお金が無いから我慢しろと言わないでねその何とかなりませんか。まずそのへんをお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

今、狩野議員から言われました結露の件ですけれども、私も神田日勝記念美術館に行ったときにそのような形、タオルでですね窓の所に置いて水が床のほうに滴り落ちないようにというようなことをやっておりました。今言われた建築のその資材でその結露に対応できるような資材があるというお話、それがどのくらいの費用がかかるかというのもあるんですけれども、それとおそらく結露の要素として空気を止まっているとガラスと空気が止まって循環してないとですねそのまま空気がガラスの面にくっつくと冷えて空気の中にある水分がそのままガラスに結露として付くということも聞いたことがございますので、そのへん結露対策ですね、今後検討してまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

何か結露のそういうメカニズムについて聞いたわけではなかったんですけども、メカニズムについて私のほうが詳しいかもしれません。これはねよくまた考えてみてください。先日、12月8日の日、美術館の行事である日勝祭というのがありました。講演されたのが北海道文化財団の磯田憲一理事長であります。その理事長の講演の中でですね、時間の経過とともにですねそれを経てきた建物というのがね非常に価値を持つものなんだと、時間が生み出す価値というのがね非常に大きなものだ。例えば北海道旧道庁赤レンガ庁舎ですね。あれも壊さなかったから今あるんだけど、150年、今年、北海道150年ですけども、そういう風雪に耐えた美しい建物はですねこれからもね文化財の価値を残してですね考えていかないといけないということをお話されていたんですけども、私も普段あまり考えもしませんでしたけれどもそういうことを話を聞いてですね、町民ホールとかトリムセンター、それから美術館、そういった施設はですね素晴らしい建築だなというふうに初めて気付かされました。日勝祭の講演にはですね、96歳を超えたですね高齢者の方も多数参加されて筆頭にですね参加されていたんですけども、この美術館のほうに移って町民ホールでやって美術館のほうへ移ってですね交流会があったんですけども、テーブルとか椅子の運び込み、それから人や物の移動がですね簡単にできる。スムーズにできる。真冬ですよ。外は吹雪だったです。吹雪を感じさせないで移動できるこういう施設を造った。これはね鹿追の宝物であり誇りですよ。こういう30年前に、こういう施設を機能を持たせて相互に利用できるようなことをね考えてね設計された方、非常に尊敬します。ましてやバリアフリーになっている。高齢者という今の高齢化時代を想定してですねすごいアイデアを生かして造ったなというふうに、私も建築とかそういうことに携わったこともありますんですけどもね、当時はですね建物と建物をつないじゃいけないという法律もあったはずなんですけれども、これをね乗り越えて段差も無くて、すうっと建物をねつなげたこのアイデアというはすごいと思うんですね。こういった施設、私もねいろいろこういうアイデアを造った人はどなたかなということで設計者の名前、ちょっと教えてください。施設の設計者とか設計手段というかもしれませんけれど、そのへんまずお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

町民ホール、神田日勝記念美術館ですね。平成2年、3年くらいに設計したものと記憶

しております。設計の会社につきましては、日本工房株式会社というところで広田直行さん、それから滝本邦彦さん、おそらくこの2人が主となって建物の設計のほうを担当されたというふうに記憶しております。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

今、聞きまして日本工房の方ですか。これ30年も前にこれだけのアイデアを実行したというのはすごいなあと尊敬するわけですけれども、こういう人の名前ねどこかにプレートなんかで分かるようにしたほうがいいかなとそういう必要がいかがですかね。そんな大々的にじゃなくてあまり目立たないけれども敬意を表してぺたっと作って、いかがですか。

○議長（埴淵賢治）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

はい。現状で言いますと町民ホールの正面のアーケードの所に北海道赤レンガ建築奨励賞をプレートというか彫ったものがありまして、そこに設計者、滝本邦彦氏というのは書いてはあるんですけれども、ちょっと同じレンガのところの面ですからちょっと目立たないかもしれないですけれども、現状としてはそのような形で書いてございます。

○議長（埴淵賢治）

ちょっと狩野議員、表題からちょっとだけずれ始めてますので元の位置に戻してください。

○8番（狩野正雄）

そうですか。はい。続けさせていただきます。ここにですね第4次鹿追町生涯学習中期計画という冊子をいただきました。この冊子で「夢と生きがいをもち未来をきずく人づくり」ということが書いていたんですが、こういうですね施設に注目することによってですね生涯学習に生かすことができないのかという提案も思うわけです。ふと気付いたんですけれども町民ホールの上にガラスのピラミッドが乗っかっているんですよ。ガラスのピラミッドが。ガラスのピラミッドというのは、パワースポットなんです。何かこうさり気ないけどすごいこと、あの施設はあるんですよ。こういう施設の利点というか魅力、再発見なんて面白いんじゃないかと思ひましてね。そういうことで今後ですね生涯学習の中で高

齢者の学級とかですね白寿大学といったかな。それとか生涯学習で夢というかね、そういう応援する観点からですね文化講演会なんかです。設計者の人を招いてですねお話を聞く機会ができないものかと。結構ねガラスのピラミッドを乗せたような施設があるなんてねこれすごいなと思うんですよ。パワースポットとしてもっと売り出していいんじゃないかということも思いますしね。よく道の駅の利用者にもですね町民ホールとか美術館の建物を見てあの建物は何かという質問されるそうです。そういう特徴的な建物とかそれとかバイオガスプラントとか水素のエネルギー施設だとかそういうものうまく組み合わせでですね見学するような生涯学習の計画をもってですね、もっと町をPRしたり、来訪者を増やすようなですね仕掛け作りができないか、それをちょっと考えてもらいたいんですが、いかがですか。

○議長（埴淵賢治）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

今、狩野議員が言われました町民ホールのちょうどロビーの上の三角のトップライトの部分、それから神田日勝記念美術館のあの屋根のですね、でこぼこっぽいのあるんですけども、あれなんかもよく来場するお客さんから「あれは何をイメージしているの」というようなお話を聞くこともございます。われわれはそういうふうに言われたら「東大雪の山並みをイメージしているんですよ」とお話をさせていただくんですけども、また町民ホールをおいでいただいた町外のお客さんも「随分きれいな建物だけれども何年経つの」ということで、「20年以上経ちますよ」というお話をすると、「そんなに経つ施設なのに随分立派できれいですね」というようなことも言っていただいています。そのような建物を設計していただいた方たちですので、そういう方たちの都合もあるかとは思いますが、もし都合が合ってですねそのような文化講演会をですね開催できるような形になればそれはまたPRにもつながりますし、神田日勝記念美術館の来館者が増になれば私どももいたしましても、喜ぶことですのでそのへん今言われたことについて検討させていただきたいなとこのように思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

はい、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

いろいろとこれから補修もあるでしょうし、お金もかかることは承知しております。で

すがいろんな面で早く対策をですね、できることからぜひお願いして私の質問はこれで終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

議長の了解をいただきましたので、ただ今から一般質問をさせていただきます。私は標題につきましてはですね、「吉田町政5期20年の総括と今後の町政の方向性は」ということで、答弁を求める方については町長であります。それでは早速、要旨に入らせていただきます。吉田町長は、平成11年4月の地方統一選挙においてですね見事に当選され、これまで健全財政を推移しつつも多くの町民の理解のもと、さまざまな事業を展開をされ町内外からですね鹿追は活気があり、元気な町だと評価を受けるまちづくりを推進されております。議決機関の一員としてですね大変誇りに思う次第であります。吉田町長は、これまで一貫して「生きて生きるまちづくり」を政策の基本理念としつつ、平成27年10月にはですね、人口減少時代における今後のまちづくりの指針となる「鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と併せてですね、「第6期鹿追町総合計画」の中間見直しを行い、「農業・観光・教育」を3本柱に、あらゆる潜在資源を活かしたまちづくりを推進されております。基幹産業の農業につきましては、美蔓の国営美蔓地区かんがい排水事業、また中鹿追地区農地再編事業、町内全地区に係るですね道営の土地改良事業をはじめ、国内でも有数な規模と実績を誇るバイオガスプラントの設置運営など、常に先進的な事業を展開されてきたのであります。また、教育関係では全国から注目される幼小中高一貫教育の先進的な取り組みをはじめ、とちぎ鹿追ジオパークの再認定においてもですね、本町の特色ある教育が評価されたと考えます。観光では、入込数100万人を見据えた然別湖畔園地ですね整備、また商工業振興では、小規模企業振興条例の制定、店舗等修繕補助金制度の創設等、地域経済の活性化に配慮し、福祉、子育て支援にあっては、懸案であった認定こども園の新園舎建設に着手、さらには屋内ゲートボール場、健康増進センターの新設等々、吉田町長の実績は正に枚挙に暇がなく、豊かな経験と実績、高い先見性、強いリーダーシップの優れた行政手腕に基づくものであります。改めて敬意を表する次第であります。新たな産業への成長過程にあるさつまいも栽培と干しいも等の加工品販売、チョウザメの養殖、キャビア等の加工品開発をはじめ、瓜幕野菜ハウスでの水耕栽培などは、資源の有効活用と雇用の創出も期待されるところであります。さらには自衛隊の維持拡充運動、

水素サプライチェーン実証事業の継続、環境省の公共施設等の先進的CO₂排出削減対策モデル事業である自営線ネットワークを活用した再生可能エネルギー最大導入・活用事業、台東区との連携強化、正念場を迎えている鹿追高校への看護科誘致など、今後のまちづくりの重要な施策について、積極的に展開していく必要性を認めるものであります。さて、吉田町長は、11月上旬に開催されましたご自身の後援会の拡大役員会において、今期限りでの引退を表明されました。まだ数カ月任期が残されているものの、激務の連続の20年間であったと推察いたし、心から敬意を表する次第であります。吉田町長は、「小さな町の大きなチャレンジ」、「クリーン、グリーン、エコなまちづくり」など、その時々マッチしたキャッチフレーズを掲げ、「小さくともキラリと光るまちづくり」を進められてきました。以下、3点について伺いをいたします。1、5期20年の町政執行を、現時点においてどのように総括されるか。2、次期町長後継者は指名しないと伺っておりますが、後任者にどのようなことを期待されるか。3、残された任期の間に町長自身が今後の町政の方向性をどのように示されるか。以上、3点について伺いをいたします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

吉田議員からは、「吉田町政5期20年の総括と今後の町政の方向性は」として、3点にわたりましてご質問をいただきましたので、順を追ってお答えをさせていただきます。私はこれまでの20年間、町の台所の健全性を維持をしながら、淀みのない町政推進に努めてきたつもりであります。ただ今は、吉田議員から私の仕事ぶりについて身に余る評価を賜りましたこと、大変恐縮に存じている次第であります。この間、歴代先輩町長はもちろん、議会議長をはじめ議員の皆さま方、行政委員会及び各種条例委員の皆さま、関係機関の皆さま方、町民の皆さま方、そして私を足元からしっかりと支えてくれた職員の皆さまに対して心から感謝と敬意を表するものであります。

さて、1点目の「5期20年の町政執行を現時点においてどのように総括されるか」についてお答えを申し上げます。現時点での総括ということではありますが、私はこれまで町民の限りない幸せを願い、基本理念を「生きて生きるまちづくり」としながら町政を執行してまいりました。特に、農業や環境等での取り組みは全国的に評価されているような、私としてはそんな感じをしておりますけれども、国からは鹿追ならやってくれと、そういう意味で先進的な事業についてお任せをいただくことも多く、大変ありがたいと思って

いるところであります。このような私は今日を迎えることができたのは、いつも申し上げるのでありますけれども、仕事は町長1人ではできません。議会等々のご理解、町民の支援があってでありますけれども、一番私は感謝をしたいのは職員であります。私の及ばない点等々、あるいは私が考えていてもなかなか表に出てこない部分については近年は付度とあまり印象のよくない言葉で表現されておりますけれども、察していただいて具体的に物事を推進することができた。まさに総力戦で取り組んできたというふうに思っています。もしお褒めをいただけるのであればその結果であると申し述べさせていただきます。

2点目の「次期町長後継者は指名しないと伺っておりますけれども、後任者にどのようなことを期待されているか」についてお答えをいたしますけれども、これはある場所で考えていないとお話した結果がですね今、歩いているわけであります。その通りだというふうにも思っておりますけれども、現時点では指名ということは考えておりません。新しい時代には新しい風が必要であります。時代の変化に対応できる若い人がふさわしいと考えておりまして、そうした方に後を託してですね鹿追をさらに素晴らしい町にしてほしいな、そんな思いであります。

3点目の「残された任期の間に町長自身が今後の町政の方向性をどのように示されるのか」でありますけれども、これについてお答えをさせていただきます。来年4月までが私の任期であります。極めて鹿追の大きな町の理想を語るにはですね、極めて難しいご質問であろうかというふうに思っております。わずかな間にこのことがお示しをできるか。これについては私は特に具体的にどうというものはありませんけれども、これまで築いてきたこの鹿追、しっかりと踏まえてやってくればそれで結構と、このように思っております。ある実業家はこう述べています。これは実業家で詩人のサミュエル・ウルマンという方が述べているわけでありますけれども、「老いというのは、年齢のことではない。追い求める理想を失った時に人はどんどんと老いていく」、こう語られています。「理想を失わず、それを追い求めるエネルギーを持っていれば、どんなに年になってもそれは老人とはいえない」、私の年齢、この20年、常に決して若くない。そんな思いを持ちながら、しかしエネルギー、理想の追求は精いっぱいしてきたつもりであります。ウルマンの散文詩「青春」といういっぺんでもこう熱く語っております。「青春とは意志がいかに強いのか、想像力にどれだけ長けているか、感情がどれだけ豊かであるか、つまり青春とは人生の深い泉をどれだけ新鮮に保っているかである」、今日、少子高齢化と言われている時代であります。私はこの世の中で若い人、高齢とそこに1つの壁ができてきている。しかし足手まといになら

ないようなそんなやっぱり町全体をつくっていかねばいけない。若者とそして高齢の人間と十二分に連携をしながらこの町をつくっていく必要があるだろうと。従って私はこの詩を読んで今後町政に当たる人間は、常に前向きでエネルギッシュな集団であってほしいなど。議会も含めて、職員もそういう思いをもって町政に当たるならば鹿追町の発展は無限に拡大されると私は信じているものであります。どうかですね議会の皆さま方、そして職員の皆さま方、後ろ向きでない前進する理想を掲げて、エネルギッシュにまちづくりを進めていただきたい。このように申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

吉田議員。どうぞ。

○9番（吉田稔）

町長にあられてはですね、きめ細かなまた細部にわたってのご答弁を賜りましたこと、私の立場からも感謝を申し上げたいというふうに思います。あと残された期間は4カ月という間でもありますけれども、今、町長が申されましたとおりですね職員、また議会、町民が一丸となったまちづくりを推進していくためのですね新たなリーダーを、若い人にといいことでもありますけれども、そういった観点からですね町長の20年の20年に及ぶわが町のトップリーダーとして、またあらゆる施策、計画、実行されましたことに町民を代表してですね感謝とお礼を申し上げたいというふうに思いますし、今後ですね町長が勇退された後ですね、十分健康に留意されましてですね、まちづくりの根幹であります大所高所からですねアドバイスをいただければ、賜れば幸いというふうに思いますので、以上をもちまして私の一般質問を閉じさせていただきますけれども、町長にはですね今後とも課題はいつの時代もあるわけですから残された期間、十二分にその実力を発揮されましてですね鹿追町のまちづくりに最後のお願いを申し上げましてですね一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

それでは吉田議員の質問を終わります。次に1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。修学資金（奨学金）貸付制度の拡充を。子育てのしやすい地域づくりに向けた環境の整備、切れ目のない子育て支援が各自治体の重要な課題となっています。教育に対する公的支出

の水準が低い日本では、子ども1人当たりの教育費が極めて高く、家計への大きな負担となっています。昭和50年のデータでは、国立大学の年間授業料は3万6千円、私立大学の年間授業料は、約18万円だったのが、現在では国立大学で約54万円、私立大学では、平均100万円ほどと高額になっています。4年間の授業料だけで216万円から400万円。この他に入学金が30万円程度、自宅外から通う場合の生活費なども含めると、さらに400万円から500万円ほどかかります。短期大学や専門学校に通う場合でも、家計への大きな負担になっていることには変わりありません。このことが、「将来への経済的不安で子どもが産めない」「出産に前向きになれない」という、少子化問題の大きな要因であると思います。平均賃金は右肩上がりではなく下がっているような状況の中で、大学の学費は高騰し続け、今や大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。鹿追町にも鹿追高校の卒業生を対象とした「修学資金貸付制度」がありますが、この制度を拡充し、他の町民にも貸付制度を利用できるようになればいいと思いますが、いかがでしょうか。また、保護者負担の軽減だけでなく、子どもが高校や大学などでいったん町外に出ても、就職の時に戻って来てもらえるための制度として活用できるのではないのでしょうか。例えば有利子での貸し付けをし、町内に就職した場合は無利子にする、または数年間の居住で一部免除するなど、Uターンの促進として制度設計できるのではないのでしょうか。「修学資金貸付制度」について、今までの利用人数、利用の実態、延滞などの状況、効果の検証、利用している人の声、これからの制度設計についてお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは、「修学資金貸付制度の拡充を」と題してご質問をいただきましたのでお答えをいたします。最初のご質問である「鹿追高等学校の卒業生を対象とした修学資金貸付制度を拡充をして、鹿追高校以外の他校に進学する町民も利用できるようにしては。また、それにより、子どもが町外に出た後に就職の時に戻ってくるなど、Uターンの促進としての制度設計できるのではないか」というものでありますけれども、お答えをさせていただきます。本町の修学資金貸付制度は、地元鹿追高等学校の特色ある教育活動を支える教育環境整備の一環として制定をされ、鹿追高等学校の卒業生が大学等に進学をした者のうち、希望する者に対して無利子の修学資金貸付を行なって、保護者負担を軽減し、生徒の希望する進路を実現するため、優秀な人材の育成を図る目的で実施をしているところで

あります。平成10年4月から制度開始以来、貸付対象者や貸付金額、また昨年には一定の条件を満たした場合に償還債務の免除を行うなど、制度の拡充を図ってきております。山口議員ご提案の「他校に進学する者への貸し付け」についてであります。制度創設の趣旨、また、Uターン効果、就職の受け皿などこうしたことについてはさらに総合的に考える必要があるのではないか、こんなふうを考えているところであります。ご提案の内容については、十分今後内部的にも、あるいは鹿追高校の今後の状況等も踏まえて考えて検討したいとこのように考えております。

次に、「修学資金貸付制度については、今までの利用人数、利用実態、延滞などの状況、効果の検証、利用している人の声、これからの制度設計については」についてでありますけれども、平成30年度までの利用人数は延べ数で489名、実人員で156名、1年間の利用人数は平均で23名、うち新規の利用者が毎年7名程度となっております。1人当たりたりの年間借入金額は70万円で、年間貸付限度額120万円の6割程度となっております。また、償還についてもおおむね返済計画どおりで、支払いが困難になり返済不能となった方はおりません。無利子で貸し付けを行なっていることにより精神的な負担も軽減されているものと思っております。今後につきましても、個々の家庭事情に即した借り入れ計画を奨励し、それぞれの将来が安心できる教育環境の整備に努めてまいりますので、一層ですね、ご理解とご協力をお願いしたいと、このように思っております。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 10時58分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

1番、山口優子議員、どうぞ。

○1番（山口優子）

この鹿追町修学資金貸付制度ですけれども、平成9年に条例施行されて、平成10年からの制度の開始でございます。20年前からのこの制度で、20年前にこの制度が始まった時には元々は鹿追高校の入学者の確保のためということが主な目的でこの制度が始まったことは理解しています。この20年間で一定の目的を果してきたのかなとも思いますし、この制度はこのまま続けていっていただきたいと思っています。金額についても4年制大

学に進学した際に480万円借りられるということは、近隣の町村と比較してもかなり充実した内容だと思いますし、今まで延滞や返済が滞った例もほぼないということで、この制度を利用している皆さんがこの制度に感謝をして、また真摯に返済に取り組んで日々のお仕事をされているのかなという点だと思います。ただですね、この制度が鹿追町民のためというより、鹿追高校のためというところもう少し拡大して、他の町民にも利用できるようになればより町民の福祉に役立つのではないかなという今回の提案でございます。保護者負担の軽減ということは子育ての支援、家庭の経済状況に配慮した対策、対応ということで、子どもの貧困対策という点に係わってくるのかなと思います。鹿追高校以外の高校、例えば農業の高校、工業の高校、商業系の高校などへ進みたいという夢がある子どもはそういった高校を選ぶかと思いますが、そういう高校へ進む子どもも奨学金制度を利用したいと思っていますし、実際に利用をしています。そういった子どもたちについても鹿追町民なのだから、貸し付けをしてもいいかなと思います。もちろん鹿追高校と少し差別化をして、鹿追高校の卒業生には無利子、月10万円ということですが、例えば有利子にするですとか、月に5万円までにするとか、そういったちょっと制度を考えてもいいかなと思います。修学資金のこの制度を鹿追高校の卒業生以外にも貸してほしいという学生の声、保護者の声は今までありましたでしょうか。お伺いします。

○議長（埴淵賢治）

草野学校教育課長。

○学校教育課長（草野礼行）

お答えします。今おっしゃられたとおり修学資金の貸付制度、平成9年に条例化されまして、主に鹿追高校の存続、あるいは鹿追高校魅力ある高校づくりということで、その支援策の1つとして制定をされております。私、あの昨年から担当させていただいておりますが、他の高校に行かれる方も貸していただきたいという話は今のところですね、私の耳にはまだ入っておりませんが、恐らくそういう需要もあるものなのかなと推測はしております。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

今あの先ほども申しましたけれども、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しているような状況で、日本政策金融公庫の北海道内の実態調査によりますと、大学入学時に

かかる費用の平均で95.2万円、年間の在学費用の平均で160万円という数字が出ています。世帯年収に占める大学費用の割合は15.7%、また、年収200万円以上400万円未満の世帯に限って言えば、負担の割合は51.4%となっていて、かなり家計に対しての学費の負担というのは大きいところでございます。大学の学費の負担が増加しているということを受けて、国も2020年からは住民税の非課税世帯に対しては、国立大学で53.6万円、私立大学で70.7万円の授業料を補助するという方針を今打ち出しているところだそうです。親の年収別に高校の卒業後の進路を調査しましたところ、年収が高くなるほど4年制大学、またその先の大学院へ進む割合が高くなっています。これは少し前から言われていることですが、親の年収と子どもの最終学歴というのは正比例しています。教育基本法の第4条によりますと、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者に対して修学の措置を講じなければならない。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第13条によりますと、地方公共団体は、各種手当の支給、貸付金の貸し付け、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じることとなっています。生まれ育った環境に左右されることのないように、また、教育の機会の均等の理念というのをこの2つの法律はうたっています。鹿追町の子どもたちにおいても家庭の経済状況に係わらず子どもたちが進みたい方向の道へ進むための支援が必要かと思えます。今この修学基金ですけれども、1億2,500万あります。今の状況をお伺いしたところ、大体年間平均23名ぐらいの方が貸し付けを受けていて、貸付額の平均は大体2,000万ぐらい。そして過去に貸し付けを受けて償還している方が60人前後いらっしゃって、その方の返還額が大体2,000万円ぐらいということで、ちょうど貸す額と返していただく額が同じような2,000万円前後で推移しているところで、基金も1億以上あるということなので、修学基金もただ貯めているというだけではなくて、有効活用できると思いますし、特に給付ということではなくて、貸し付けですので、町がお金を出す、一時的には出しますけれども、町のお金が減っていくということではないので、町民への理解も得られやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

最初の答弁でもお話しましたとおり、今の制度はあくまでも鹿追高校という前提に立つ

ての制度でありますから、そういう意味では制度の拡充を図ったりしてですね、できるだけ地元の高校を存続させるための手法としてそういうこともやってきたというふうに考えております。議員おっしゃることについては、やはり今の教育に対する国、地方の支出の状況が、支援の状況が十分ではないという趣旨かというふうに思いますのでね、これについてはこの鹿追高校の制度と別にですね、いろいろのところで、育英資金だとか、そういう経済的に恵まれない子どもたちが学べるようにそういう制度が出てきておりますし、今おっしゃられるように国もですね、そういう方向に少しずつ進んでいるのかなというふうに思いますけれども、私も教育はやっぱり大学ぐらいまでね全部無償でも良いのではないかと、フランスあたりは早くからそういう方向にもって人口増の問題もあそこの国は解決をされている。いろいろな問題もあるようですけれども、しかし教育についてはそういう方向で進んでいるというようでありまして、日本もですね、やはり少子高齢化、そういう中で、やはり人材の育成というのは極めて重要ですから、望む方は高いレベルの教育が簡単に受けられるように持っていくことは必要であろうというふうに考えております。そこでね、国に対して市町村長としての立場からもそういう主張をしていくべきだし、併せて町としても財源が問題であります。貸し付けでありますから、返ってくるんだということで、それで済むことなのかどうか、そのことも併せて考えていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、十分・・・については検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

ありがとうございます。ぜひご検討していただきたいと思います。今までは子どもの貧困対策という点でお話をさせていただきましたが、続きましてUターンの促進という切り口でのお話をさせていただきたいと思います。Uターンのサポート、若者の移住定住、出て行った若者が鹿追に戻って来ていただくというテーマなんですけれども、この修学資金貸付条例の目的のところに、「優秀な人材の育成を図る」とあります。これははっきり言って地域産業に寄与できる優秀な人材を育成していただきたいなと思います。鹿追町の振興と発展のための人材の育成ということですね、例えば鹿追町内の事業所で働いたり、役場や農協などで働いていただいて、そして鹿追町の納税者となってもらうことで、高校や大学で一度町外に出て行った子どもがまた鹿追町に戻って来てもらえるための方策の1つ

としてこの奨学金、修学資金貸付の制度が使えるのではないかと思います。現に近隣の町ではそのような制度になっているところもたくさんあります。例えば芽室や清水、陸別や足寄などでは、3年から5年居住すると一部奨学金の返還を免除ということになっています。近隣の町の例を紹介しますと、芽室町では平成29年度から若者の町内定住化を目的として、返還の免除制度を新設しました。2年以上芽室町に住むことで、償還金額を3年間2分の1を免除ということです。具体的な金額で言うと4年制大学に進んだ場合、230万まで借りられて、10年で返還ということになっていますので、こちらは無利子ですね、23万円を年間返して3万円の半額ですので、34.5万円が最大で免除になるということです。清水町ですと、こちらは月に5万円を貸し付けていますが、平成30年にこちらも見直しをかけまして、今までは農業や福祉など特定の職種に就職した場合に一部免除という形でしたけれども、平成30年からは職種を問わず、しかも勤務先は帯広などの町外でも可能。清水町での町民税を課税されていることが条件で、5年、清水町の町民税が課税されれば最大で270万円全額免除となるそうです。陸別町も同様に4年間の居住で240万円全額免除となります。こちらも30年度に制度改正されています。足寄町は農業に関してですけれども、農業担い手育成修学資金の貸し付けということで、農業の担い手確保及び育成を図り、足寄町農業の発展に資することが目的となっていますが、4年制大学に行った場合最大で192万円借りられます。3年以上農業をし、将来的にもそのまま農業を続ける見込みがあるという人に対しては50万円を免除するというふうになっています。このように一定の条件のもと奨学金の返済を援助するということは、各自治体取り組んでいます。札幌や東京に進学した学生に戻ってきてほしい、奨学金の返還の手助けをするとともに地元に戻るための一助としてUターンが期待できる政策の1つだと受け止められていると思います。もちろん、夢をかなえようとしている若者を町に引き止めるというようなものではなくて、卒業後の進路を考える際に鹿追に戻るという選択肢の割合が少しでも大きくなればいいかなという思いです。そういう点から言えば、必ずしも鹿追町から借りた奨学金だけに限らなくてもいいかと思います。自治体を実施している奨学金ではなくて、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を若者地元の定着補助金返済補助事業として旭川市や北広島市や江差町などでも実施しています。これも旭川市では返済額の2分の1を3年ですとか、北広島市では奨学金の返還支援を36万までというふうにそれぞれ1人当たりにかかる金額というのは各自治体でかなり大きな差があるわけですが、帰ってきてくれて町民税の課税対象になった方に渡す給付額としてどのあたりの

金額が適正なのか、どのくらいであればその人を動かせるくらいの額なのかというのはこれからも調査研究が必要かと思えます。もちろん経済的に支援をしたらUターンしてくるのかという、そこも研究はしていかななくてはいけないと思えます。しかし、いくつか卒業後の選択肢があって、その人の中に元々鹿追町ふるさとに戻ろうかなというふうな選択肢のある人の場合、検討していく材料になるでしょうし、背中を押せるのかなと思えます。若者を対象としたUターンの支援ということですがけれども、若者のUターンをいかに確保するかということは非常に重要なポイントで、生産年齢人口をいかに増やすかということが今後のまちづくりの要になってくるのかなと思えます。Uターンの促進ということについてはどのようにお考えでしょうか。町長、お願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

Uターンというその言葉、そのものは非常に歴史がある言葉だなというふうに思っております。鹿追町の場合、いろいろな調査などで上げられましたけど、やはり自治体といえども全国には千何ぼある。北海道には百何ぼある。それぞれの事情があって政策の展開もそれぞれ違うということでもありますから、本町の場合、鹿追高校に行けばこのくらいというのが今の数字ですね。そして大体普通だということでもありますから、大体70%、80%が鹿追に入ってくるので国公立大学にも高いレベルで進学をしているという状況でありますから、他の町村と比較をして鹿追が教育に対する支出、これが低いということには私はならないというふうに思っていますから、おっしゃられることはよく分かるけれども、そのへんも含めてどうやるのが町全体のまちづくり等々も含めて人材の確保等ができるかということも考える必要があるのではないかと。例えば農業であれば、帰って来れば受け皿があるわけですから、即、恩恵受けられますよね。じゃあそれ以外はどうなるんですか。就職できなかつたらどうなるんですか。だから、そのへんまで全部ひっくるめて鹿追の事情を把握をして制度設計をしなければならぬ問題だというふうに思っていますから、ですから私はやはり財政だとかそういうものももちろんありますけれども、そのことによって鹿追のまちづくりが飛躍的に伸びる可能性だとかそういうものも考えながら、そして戻ってきたい人は全員戻れるようにというような、そういう環境づくりまでできていけば、私は今おっしゃられることは極めて有効かなというふうに思っておりますけれども、やはりそういう矛盾がやっぱりいろいろ出てくるであろう。おっしゃっている中でも、例えば

農業高校に農業が自分の家のあれであれば普通科よりも専門学校へ行こうという、そういう違いがありますよね。しかしそれは鹿追高校ではないがために今の制度の恩恵も受けられない。これをどうするのかという問題だとかね。いろいろな角度から検討しなければならぬことがあるということもご理解いただきたい。その上でどういう方法があるのかは検討させていただきます。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

今町長がおっしゃっていただいた受け皿の問題。ただ、鹿追町に戻ってきたいという希望する方はなるべく町としてはぜひ戻ってきていただきたいなというような環境整備、受け皿の整備というのも非常に重要な課題かなと思います。町によってはですね、卒業する学生、例えばその奨学金を借りた学生に限らずですね、卒業する学生に登録をしてもらって、町の就職の情報を、町内事業所の就職の情報を流したりしているというような取り組みをしているところもあります。今後検討していくということでしたので、ぜひお願いしたいと思います。私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

答弁はよろしいですね。

○1番（山口優子）

はい。

○議長（埴淵賢治）

これで山口優子議員の質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

散会 11時35分

平成30年第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成30年12月14日(金曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 所管事務調査報告

[総務文教常任委員会]

日程 2 所管事務調査報告

[産業厚生常任委員会]

日程 3 請願第 2号 日米物品貿易協定交渉に関する請願

[産業厚生常任委員長報告]

日程 4 発委第 3号 J R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書

日程 5 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程1 発委第 4号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉 田 弘 志

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

教育委員会教育長 大井 和 行
代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 喜 井 知 己
企画財政課長 渡 辺 雅 人
町 民 課 長 菊 池 光 浩
福 祉 課 長 佐々木 康 人
農業振興課長 菅 原 義 正
商工観光課長 富 樫 靖
建設水道課長 櫻 庭 力
子育てスマイル課長 松 井 裕 二
ジオパーク推進室長 黒 井 敦 志
瓜 幕 支 所 長 城 石 賢 一
病 院 事 務 長 平 山 宏 照
消 防 署 長 内 海 卓 実
会 計 管 理 者 葛 西 浩 二
総務課長補佐兼総務係長 津 川 修
企画財政課財政係長 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 草 野 礼 行
社 会 教 育 課 長 浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳

書 記 高 瀬 俊 一

平成30年12月14日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1

所管事務調査報告

○議長（埴淵賢治）

日程1、所管事務調査報告を行います。総務文教常任委員長から所管事務調査報告書が議長に提出をされておりますので報告を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番（加納茂）

所管事務調査報告書、本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。調査期間は、平成30年10月16日から18日の3日間であります。調査地・調査項目は、新ひだか町、複合施設の図書館整備状況について、新十津川町、先進の図書館整備状況について、北海道、道庁であります。道内における移住・交流促進に向けた取り組みについて、栗山町、移住・定住、人口減少対策について、三笠市、小中一貫コミュニティ・スクールについて、参加者は記載のとおりであります。各視察先の詳細はお目通しを願ひまして、総合考察を読み上げます。（1）図書館、新ひだか町、新十津川町図書館のいずれも1,400平方メートル前後と広く、蔵書数が多く設備も充実している。また、読書通帳や幼児へのブックスタート、イベント参加時のポイント制度等、特徴的な運営で利用者が多く、両町の文化向上に大きく寄与しているものと推察される。図書館内は静かで落ち着ける場所が求められる。天井を高くし開放感を確保することや、本の日焼け防止のため窓は南側ではなく北側に配置する等、鹿追町で将来建設する図書館を計画・検討する上で大変参考になりました。（2）移住・定住、人口減少対策、三笠市の人口が6万5,000人から現在の8,600人へ激減したのは、炭坑の閉山によりそこに住む理由が無くなってしまい、新たに住む理由が生み出されなかった結果である。国内人口が減少する中、自治体が人口増を期待するのは大都市圏から人を呼び込むことであるが極めて難しい。特に小規模町村では出生数増に期待できず、近隣町村からの移住では地域間での競合となってしまう、その地方全体の人口減少に歯止めがかからないことが危惧される。人が地域に集まるにはそこに住むための理由や、生活基盤となる収入が必要である。環境や自然が移住の動機では、一時的なものになってしまう。お試し移住で町村を訪れる人は、比較的高い年齢層の人による観光感覚での利用が多く、その後定住する人はわずかである。一方、

若者の定住増にはなかなか結びついていない。お試し移住と平行して、地域おこし協力隊をはじめとする若者の就業及び就農支援も行なっていくことが重要であると思います。

(3) 小中一貫コミュニティ・スクール、三笠市では平成24年のコミュニティ・スクール開始から6年間の実績があり、多くのボランティアが各部会に分かれ、田植えや稲刈りをはじめさまざまな活動に参加することで地域活性化につながってきている。また、小中一貫教育で乗り入れ授業や小中共通した学習の取り組み等、学校の活性化も顕著である。鹿追町のコミュニティ・スクールは平成30年度から始まったばかりであるが、今後さらに発展させ、地域活性化と子供たちの情操教育向上を行なっていく必要があります。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

以上で総務文教常任委員長からの所管事務調査報告の件は、報告済みといたします。

日程2 所管事務調査報告

○議長（埴淵賢治）

日程2、所管事務調査報告を行います。産業厚生常任委員長から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので報告を求めます。台蔵征一産業厚生常任委員長。

○4番（台蔵征一）

所管事務調査報告書、本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。調査期間であります。平成30年10月9日から11日までの3日間であります。調査地・調査項目、1番目として留萌市、農業と福祉の連携による6次産業化事業の取り組みについて、もう1点、幌糠農業・農村支援センターの利活用についてであります。2番目、奈井江町、おもいやりの障がい福祉条例についてであります。3番目として、北海道農業公社、北海道における新規就農の状況についてと、公社が取り組む農業・農村の活性化支援についてであります。4番目として江別市、6次産業化の推進について、都市と農村の交流センター「えみくる」について、以上であります。参加者は記載のとおりでございます。5ページの総合考察をもって報告させていただきます。これからのまちづくりは、人口減少社会の将来展望を考えることが重要であり、それぞれの自治体が自分のまちの財政規模に合った公共施設整備や維持管理が必要である。鹿追町の現在の財政力はおおむね堅調であると決算監査で報告されている。今回調査した留萌市は大きな財政赤字になり7年間かけて財政健全化計画を実施してやっとトンネルを抜け出たという。職員給与の削減や住民負担の拡大等を求め財政再建に取り組んだ努力の結果である。その後、地域を

活性化し発展させるために6次産業化の「てぎり干し大根」を製造販売している。鹿追町はバイオガスエネルギーを活用したチョウザメ飼育やさつまいも加工の安定的商品化の推進とハウスによる野菜栽培の産地化を急ぐ必要がある。若い人達の働く場を確保することにより地域で安心して子育てできる環境づくりのさらなる発展が望まれる。障がいのある人や高齢者も生涯安心して暮らせるまちづくりが奈井江町で実施され学んだ。江別市、留萌市も人口減少が進んでいる。地域の小学校、中学校の廃校もあり、再開発で6次産業化による加工施設の整備を進めている。江別市は新しい商品開発に取り組んで地域活性化の拠点を目指している。鹿追町も特産品開発協議会等を立ち上げ、協議、連携が望まれる。農業においては、農業公社で北海道農業の現状についてと農村地域の活性化について調査した。鹿追町は農家戸数の減少は続いているが、既存農家の規模拡大意欲が盛んであるため農地余りはない。特に酪農家の従業員確保と畑作農家の季節的な労働力不足に対応するため雇用労働力等の人材を確保する対策が急務である。新規就農による参入者を受け入れる状況にはないが、後継者、Uターン就農酪農ヘルパー従業員等の人材教育や研修等について相談できる窓口の設置は関係機関と連携して、早急に進めることが重要である。経営者側も福利厚生をより充実させることが従業員確保のために肝要と感じた。以上であります。

続きまして、産業厚生常任委員会所管事務調査、4年間の総括のご報告をさせていただきます。所管事務調査報告書、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。調査期間、平成27年6月19日から平成30年12月14日までの4年間であります。調査項目、(1) 農業振興策と新規就農体制整備について、(2) 各公園整備及び観光振興(ジオパーク)の連携について、(3) バイオマスエネルギー利活用と特産品開発事業化について、(4) 福祉施策の充実について、報告者は記載のとおりであります。以下、調査詳細については、平成27年から平成30年までそれぞれ調査期間、調査地を記載してございます。後ほどお目通しのほどお願いいたします。続きまして3ページ、考察に入ります。まず1点目、農業振興策と新規就農体制整備について、①として鹿追町農業と基盤整備事業、鹿追町農業の総販売額は、平成29年に233億円と過去最高を記録し、平成30年も224億円と前年に次ぐ高いレベルであり、強い農業基盤が確立されている。農地基盤整備では、国の大きな2つの国営事業が平成31年3月で終了する。(美蔓地区かんがい排水事業と中鹿追地区農地再編整備事業であります) 道営事業は町内各地区で明暗きょう整備、除礫、草地造成等の7つの事業が行われている。平成28年に発生した4つの台風上

陸の影響により大きな災害となり、甚大な被害を受けたが、その後の対策で笹川地区と瓜幕地区にかけては、国営、道営事業により、かんがい排水事業が行われ整備が進んでいる。全町的に災害の備えが進んだことで、産業基盤の安定が図られている。基盤整備は、地元自治体、地権者の負担も伴うが、農業の生産性向上、経営の安定化と、町民の安全に寄与することから今後も計画的に導入すべきである。②環境保全対策と乳牛育成牧場、平成19年に中鹿追環境保全センター、平成28年に瓜幕バイオガスプラント、平成29年に美蔓高台地区の整備事業が完成したことで環境に配慮したふん尿処理対策が進んでいる。町内残された約半数の地区の整備もしっかりと進める必要がある。今後も農畜産物の安定生産のためには、堆肥や液肥の有効利用を全町的に推進する必要がある。ふん尿処理施設整備ができていることもあり、酪農家の規模拡大が進み乳牛が増頭している。平成28年に600頭規模の畜舎を増設した町営乳牛育成牧場は、平成30年には1,100頭分以上が不足している状況にある。施設建設と飼料の確保、ふん尿の処理を検討した整備を進めることが必要である。これからもJAと農業委員会や関係機関と連携した経営支援が求められる。③新規就農、鹿追町の既存農家は、規模拡大意欲が盛んであるため農地余りは無い。新規就農による参入者を受け入れられる状況ではないが、個々の経営拡大により農家戸数の減少は続いている。労働力不足であり、その対策は今後もしっかり進める必要がある。栃木県茂木町の調査で、意欲的な就農者を受け入れることにより地域の新しい考え方やコミュニケーションが生まれる等、相乗効果が出てきている。これからの鹿追町農業を担う多様な人材の確保と育成を図っていくため、町の情報を一元化して提供できる窓口の設置は必要であり、この組織をスタートしていくにあたり道や北海道農業公社からの指導や協力を求めていくことが有効と考える。(2)各公園整備及び観光振興(ジオパーク)の連携について、①各公園整備及び観光振興、農芸公園(しかおいパーク)と美蔓貯水池周辺整備については、継続的に整備することで、町民に親しまれる公園として利活用が期待される。然別湖園地は、バリアフリー化、園路等の整備事業により環境が充実された。山田温泉、旧北電寮については今後本格的整備となるが、町民が憩える場所としての施設整備が望まれる。然別湖を中心とした観光は、ホテルの再建や台風災害での道路の復旧が進めば観光客は戻ってくると推測される。大自然の素晴らしさと季節ごとのイベントやそばまつりを継続開催することで、鹿追町の知名度をアップさせ相乗効果を生み出すよう努めていかなければならない。②として観光振興とジオパークの連携、ジオパークの活動は、町を知ってもらうための有効な施策の1つとしてそれぞれの町で事業展開している。鹿追

町も日本ジオパークとして平成29年再認定を受けた。元々ある観光資源や自然環境の活用拡大を目指して、ジオパークをまちづくりの中心に位置付け活性化を進めているところが多い。鹿追町は、一貫教育である新地球学やネイチャーセンターの自然ガイドが素晴らしいと評価され再認定につながった。これからも住民に分かりやすい説明や看板の設置、地質等に詳しい学芸員や専門員の配置の必要性について検討していく必要がある。同時に大自然の中で育まれている農業との結び付きのストーリーを作り上げ、さらに踏み込んだ内容にしていく必要がある。これからもジオパークを町の資源として保守し、活動を行うことが、さらなるまちづくりにつながると考える。(3)として、バイオマスエネルギー利用と特産品開発事業化について、町内2カ所にある集中型バイオガスプラントにより環境保全対策が進んでいる。そこから出る再生可能エネルギーの活用が全国的に注目され、水素の活用は将来を見据えた新事業である。処理後の液肥の活用で農業の生産性向上が図られている。売電事業では電気を発生させる際に出る余剰熱エネルギー利用で早くから進めているチョウザメ飼育事業が安定化できれば、鹿追産の魚料理を多くの皆さんに食べてもらえるようになる。まだ一般に出回るには時間を要する。次年度に向け2回目のふ化事業計画があり、平成30年4月現在においては7,200匹であり、将来は2万匹まで増やすことで安定出荷できる体制を考えている。平成30年に建設した中鹿追プラント内の池と、取得した岩松養魚場だけでは施設が不足である。今後、加工施設を含めた全体の施設整備が必要であり、町民に喜んでもらえる事業とすべきである。チョウザメ研究会との連携を取り、拡大的に将来性のある事業とすることで、安定した鹿追の特産品となると考える。サツマイモ加工では「甘姫」の商品化で町の特産品となり、活性化につながっている。ペーストに加工した製品の利用で、新商品開発に向け民間力を活用した事業推進が必要である。ハウス栽培の余剰熱利用は試験用ハウスが建設されたことで栽培できる作物が見えてくる。販売先や市場の調査により、道の駅や学校給食への安定的な出荷も検討する必要がある。今後、余剰熱の活用もまだ広がることから、雇用確保をするためにも、ハウス栽培の運営や新たなハウス建設の計画作成も重要と考える。雇用の場が広がることで人口対策となる。平成28年に調査したJファームでは、マンゴーの他にチェリモヤ(世界3大美果の1つ)等、高級な南国フルーツが栽培されていた。高価格で珍しい品種の栽培も新しい農業ビジネスとして研究する価値がある。瓜幕バイオガスプラントは観光道路に隣接していることから、観光資源として寄与する新たな事業展開も必要である。最後に、福祉施策の充実についてであります。本委員会では、各地の就労継続支援事業所を視察す

る等、障がい者の支援策として雇用の取り組みや農業と福祉の連携方法を研修してきた。農福連携による福祉施策の現場を視察し、自立支援の働く場づくりや運営維持等、大変な苦労が伺えた。岩見沢市では障がいのある人が自立支援を受ける場として、ハウス水耕栽培があり、葉物野菜等をレストランに供給している素晴らしい取り組みを実践している。このような活動から地域住民と交流の場を作る等、地域や家族が支え合うことが大切であることを学んだ。北広島市の竹内農園では福祉と共に歩む農業を志し、農福連携による新規就農を実現している。農作業の指示は福祉施設と委託契約を結び支援員が直接指導する契約が効率的であると学んだ。鹿追町は、バイオガспラントで余剰熱を利用したハウスの水耕栽培を開始した。新たに雇用の場が確保されることで、さらなる農業振興と農福連携により若い人や障がいのある人、高齢者も安心して暮らせるまちづくりにつなげる施策を構築していかなければならない。以前の報告の中のいずれの熱エネルギー利用事業も、行政主導的に進めているが、民間や関係機関と連携した協力体制を構築し、新しいノウハウや運営体系で町の活性化を推進する必要がある。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

以上で産業厚生常任委員長からの所管事務調査報告の件は、報告済みといたします。

日程3 請願第2号 日米物品貿易協定交渉に関する請願

○議長（埴淵賢治）

日程3、請願第2号、日米物品貿易協定交渉に関する請願を議題とします。ただ今、議題となりました本件については、12月4日の本会議で産業厚生常任委員会に付託され、審査を終えて議長に報告書が提出されております。台蔵征一産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○4番（台蔵征一）

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。1、請願第4号、日米物品貿易協定交渉に関する請願書、審査の結果、採択であります。理由といたしまして、基幹産業である農業及び地域経済を守るためであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより請願第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程4 発委第3号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書

○議長（埴淵賢治）

日程4、発委第3号、JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番（加納茂）

JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書案、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。提出の内容を読み上げます。JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書、JR北海道は、平成28年11月「当社単独では維持困難な線区」として13線区を発表し、うち根室線（富良野―新得間）をはじめとする3線区を「バス等への転換について相談を開始する線区」とした。根室線の沿線自治体（滝川市、赤平市、富良野市、南富良野市、新得町、占冠村）で構成する根室本線対策協議会において、北海道運輸局、北海道、JR北海道などともに線区の経費節減策、利用促進策、住民意識の醸成策について協議してきている。しかしその一方で、同線区は平成28年の台風10号の被害を受け不通となった後も復旧工事がなされておらず、現在放置されたままとなっている。こうした状態は、路線廃止に向けた既成事実化であり、断じて容認できるものではない。根室線は、これまで、北海道の幹線として旅客や貨物の輸送に重要な役割を果たしてきているほか、平成27年に国が認定した東北海道の広域観光周遊ルート上にもある。安定した農産物の輸送体系を形成する広域物流ルートとして、さらには札幌のほか帯広・富良野・旭川・北見・釧路などを周遊する広域観光広域ルートとして、必要不可欠な路線であることから、根室線の廃止は、沿線住民の生活はもとより、十勝の観光・経済、ひいては北海道全体にも影響を及

ぼすものとする。本年3月に北海道が策定した「北海道交通政策総合指針」では、根室線（富良野－新得間）について、「道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとし、また、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要」と明記されたところである。しかしながら、本年6月17日に開催された、国、道、北海道市長会、北海道町村会、JR北海道、JR貨物による6者会議において、JR北海道は、8線区について国の支援を求めた一方で、根室線（新得－富良野間）については、国に支援を求めず、維持に向け努力をする姿勢が感じられない状況である。国においては、地域の実情を理解の上、根室線が一刻も早く元の姿に戻るよう、不通区間の早期災害復旧、全線維持に向けた適切な指導とJR北海道の経営再建に向けた抜本的な経営支援、老朽化した鉄道施設の保全・更新への支援について、実効ある取り組みをされるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決しました。

日程5 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程5、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りします。ただ今、ここで暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。ただ今、産業厚生常任委員会、台蔵委員長から発委第4号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し追加日程1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。発委第4号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。資料配布のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程1 発委第4号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書

○議長（埴淵賢治）

追加日程1、発委第4号、本案について提案理由の説明を求めます。台蔵征一産業厚生常任委員長。

○4番（台蔵征一）

日米物品貿易協定交渉に関する意見書案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。日米物品貿易協定交渉に関する意見書、北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っている。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果た

している。しかし、農畜産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪EPAを上回るTPP11、それを超える日EU・EPAへと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められている。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11協定は本年12月30日に発効し、日EU・EPA協定も来年2月に発効される見通しとなっている。こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車25%の追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へにつながる恐れがある。重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声があがっている。よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く請願する。記、1、日米物品貿易協定交渉は、TPP水準を交渉ベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、さらなる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃などを求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで町長から発言が求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成30年第4回の鹿追町議会定例議会終了するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。今定例議会は、12月4日から本日まで11日間にわたってご苦勞をいただいたわけでありまして、期間中において補正予算等、条例、関連条例、さらには一般質問等いただきまして、示唆に富む内容の議会だったというふうに思っております。また今日は各委員会の総括等々でも本町の懸案である諸問題についてこれまた示唆に富んだご意見をいただきましたことについて心から感謝を申し上げたいというふうに思っているところであります。さて、平成30年も残り少なくなってまいりました。来年は新しい年号になるだろうというふうに思うわけでありまして、本町でも掲げている農業問題、観光問題、教育問題等々、全般にわたっての1年間の議会を通しての皆さん方のご指導に対して心から感謝を申し上げる次第であります。おかげをもちまして懸案の事項等々についても私はまあまあ順調に推移をしたのかなというふうに考えているところであります。件案であったみないのオープンからスタートして、こども園の建設等も着工をしているところでありますし、また災害の後ですれされないままの然別、糠平間の道路についても一定の復旧がされたわけでありまして。来年5月からの開通になるというふうに聞いてますけれどもこれもですねご案内のように道路としての内容については非常に未改良というか、完成をしていない部分もあって、これは自然保護問題ともリンクするわけでありまして、これからのさらなる検討も必要かというふうに考えておりますけれども、いずれにしてもやはり観光なんですね。本町の柱として掲げて実施をしている町としては、やはりお客さま等々が安心安全な利用できる道路の整備が必要なわけでありまして、これについては新年度はもちろんですけれども来年に向けてもさらに国、道等に要請をしていく必要があるだろうというふうに考えているところであります。そうした中で美蔓の施設、あるいは平成館、スキー場等々が完成をしたということ。またこれまで閉鎖をされている福原の後にですね新たに企業が進出をされるということでありまして、これは決定ではありませんけれどもそうしたことは、今まさに検討されて、私の感じでは心配なく事業実施がされるんだろうというふうに思っているわけでありまして、なおですねこの関係については関係者に対してぜひともということに要請を続けてまいりたいというふうに考えているところであります。こうして1年間、間もなく終わります。議員の皆さま方におかれては、来年度は統一選挙であります。そういう意味ではまたいろいろとご苦勞されるわけでありましてけれども、どうかお体に気を付けて、再び議会で議員として鹿追町のまちづくりにご苦勞い

ただければありがたいと、私の立場からもお願いを申し上げる次第であります。こうして1年間、議員の皆さま方、各委員会の皆さま方、そして職員の皆さま方に心から感謝を申し上げて、新しい年をですね笑顔で健康で迎えることができるよう心から祈念をして、閉会にあたってのごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで会議を閉じます。平成30年第4回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時12分